別記様式第一（第13条関係）（令元財経産令４・一部改正）

表　　面

第　　号

独立行政法人通則法第64条第２項の規定による立入検査を行う職員の身分証明書

職　名

氏　名

年　月　日生

写

真

押出スタンプ

年　月　日発行

財務大臣　　㊞

又は

経済産業大臣　　㊞

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。

裏　　面

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）抜すい

（報告及び検査）

第64条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

２　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第70条　第64条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。